

平成30年4月6日

青森県教育委員会第831回定例会

期 日 平成30年4月6日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

○議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について …… 1

3 その他

- 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について …… 2
- 青森県立学校における学校運営協議会を設置する学校について … 4
- 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について …… 5

4 閉 会

議案第 1 号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

石川	善朗
山田	泰子
福井	敏隆
藤田	俊雄
外崎	純一
山田	巖子
工藤	竹久
兵藤	勝幸
佐原	雄二
山岸	洋貴
柴田	眞理子

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

岡田	俊治
斎藤	政人

青森県文化財保護審議会委員を任命する

任期は平成 30 年 4 月 9 日から平成 32 年 4 月 8 日までとする

平成 30 年 4 月 6 日

青森県教育委員会

[その他]

平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する 県教育委員会の方針について

1 結果公表についての文部科学省の方針

(1) 平成19年度（調査開始）～平成25年度

- ・各都道府県の調査結果のみを公表してきた。
- ・都道府県教育委員会が、市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきた。

(2) 平成26年度～29年度

- ・平成26年度から、以下のことを可能とした。

- ①都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名やその設置管理する学校名が明らかとなる調査結果を公表すること。
- ②市町村教育委員会が、当該市町村における公立学校全体の結果及び自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表すること。
- ③学校が、自校の結果について、それぞれの判断において公表すること。

(3) 平成30年度

- ・平成29年度と同様。

2 結果公表に係る市町村の状況（アンケート結果より）

(1) 平成30年度に県が市町村の結果を公表することに係る市町村の意向

年度	同意する	同意しない	検討中
30	3市町村	34市町村	3市町村

(2) 平成30年度に県が各学校の結果を公表することに係る市町村の意向

年度	同意する	同意しない	検討中
30	0	38市町村	2町村

3 平成30年度の県教育委員会の方針

(1) 県教育委員会は、県全体の正答率等を、分析や対策を付して公表する。

〈内容〉

- ・ 県全体の正答率等を分析し、今後の対策を付した資料を県教育委員会が作成し、域内の市町村教育委員会等に配付するとともに、青森県教育委員会のホームページで当該資料を12月初旬に公開する。

(2) 県教育委員会は、市町村名や当該市町村が設置管理する学校名を明らかにする結果公表については行わない。

〈理由〉

- ・ 上記アンケートの結果から、「県が市町村の結果を公表することについて同意しない」が34市町村、「県が各学校の結果を公表することについて同意しない」が38市町村である。

(3) その他

- ・ 市町村教育委員会教育長会議や義務教育教科等担当指導主事研究協議会において、県内の公表の実態を情報提供し、調査の趣旨及び実施要領の示す配慮事項を踏まえた結果の公表に積極的に取り組むよう促す。

[その他]

青森県立学校における学校運営協議会を設置する学校について

1 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会（いわゆるコミュニティ・スクール）の設置が努力義務化されたことを踏まえ、同法第47条の6の規定に基づき、平成30年2月22日の臨時会において「青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を定めた。

当該規則第3条第2項では、協議会を置こうとするときは、地域住民、保護者及び校長の意見を聴くものとしている。

2 森田養護学校からの意見

西北地区唯一の特別支援学校として、センター的機能を発揮し、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実に努めている。

平成29年度で創立50周年を迎え、共生社会の実現に向けた教育活動と児童生徒の障害理解の更なる推進を図るため、学校運営協議会の設置について地域住民及び保護者からの同意が得られたことから、本学への学校運営協議会の設置に同意するものである。

3 学校運営協議会を置く県立学校

- (1) 学校名 青森県立森田養護学校
- (2) 設置時期 平成30年4月1日

[その他]

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

1 英検等の資格を有する者に対する専門教科試験の免除

(1) 改善の趣旨

文部科学省では、グローバル化に対応した教育環境づくりにあたり、小・中・高等学校を通じた英語教育改革実施計画を策定しており、その中で、中学校では授業を基本的に英語で行うこと、高等学校では発表、討論、交渉等の高度な言語活動を行うことが可能となるよう、教員の指導力・英語力の向上を図ることとしている。

このことから、本県においても、中学校及び高等学校等における英語教員の指導力・英語力向上を促進するための取組として、英検等の資格を有する者に対して、第一次試験の専門教科試験を免除するものである。

(2) 専門教科試験の免除対象者

専門教科試験免除対象者	資格名(いずれかの資格を有する者を対象とする)				
	実用英語技能検定試験	TOEIC	TOEFL PBT	TOEFL CBT	TOEFL iBT
中学校及び特別支援学校中学部英語受験者	準1級以上	730点以上	550点以上	213点以上	80点以上
高等学校及び特別支援学校高等部英語受験者	1級	860点以上	600点以上	250点以上	100点以上

※ 資格については、出願時に取得しているものを有効とする。

(3) 実施年度

平成32年度(平成31年度実施)教員採用候補者選考試験より実施する。

2 複数免許状等を有する受験者に対する専門教科試験における加点対象の拡充

(1) 改善の趣旨

小・中学校では、特別支援学級在籍児童生徒数及び通級指導対象児童生徒数が増加しており、また、高等学校では平成30年度から通級による指導を開始するなど、特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導を充実させるため、教員の特別支援教育に係る専門性の向上が求められている。

このことから、特別支援教育に関する専門的知識を有する人材を確保するため、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭受験者で、特別支援学校教諭普通免許状（領域は問わない）を共に有する場合、第一次試験の専門教科試験の得点に加点する。

(2) 拡充となる加点対象の校種・教科及び資格要件

平成32年度（平成31年度実施）教員採用候補者選考試験から実施予定の「複数免許状等を有する受験者に対する専門教科試験への加点制度」に追加して、以下のとおり加点対象を拡充する。

番号	対象となる校種・教科	資格要件	加点内容	適用年度
1	小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭受験者	中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「英語」のいずれかの普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	15点	平成32年度 (31年度実施) 採用試験 より適用
2	中学校教諭及び特別支援学校中学部教諭の「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」の受験者	中学校教諭の複数教科の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点	
3	高等学校教諭受験者	高等学校教諭「情報」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点	
	高等学校教諭「国語」受験者	高等学校教諭「書道」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者		
4	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭受験者	司書教諭の資格を共に有する者又は取得する見込みの者	(小) 10点 (中・高) 3点	平成33年度 (32年度実施) 採用試験 より適用
5	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭受験者	特別支援学校教諭普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	(小) 15点 (中・高) 5点	

※ 加点の上限については変更なし

- 小学校及び特別支援学校小学部受験者： 15点
- 中学校及び高等学校受験者： 5点
(特別支援学校中学部及び高等部を含む)

(3) 実施年度

新たに加点対象となる資格要件については、平成33年度
(平成32年度実施) 教員採用候補者選考試験より適用とする。

参 考 資 料

第 8 3 1 回定例会（平成 3 0 年 4 月）

- 議案第 1 号
青森県文化財保護審議会委員の人事について

P 1 ~ 2

青森県文化財保護審議会委員 選任案

担当分野	現在の委員（平成28年4月9日～平成30年4月8日）				新委員候補者（平成30年4月9日～平成32年4月8日）				付記
	氏名	住所	職業	委嘱年	氏名	住所	職業	委嘱年	
1 県重宝	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成28	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成28	再任
	(欠員)				斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高校 教諭		新任
2 建造物	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 教授	平成24	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 教授	平成24	再任
	(欠員)				山田 泰子	八戸市	八戸市新美術館建設推進室 室長		新任
3 美術工芸品 (工芸品)	(欠員)				(欠員)				
	(欠員)				(欠員)				
4 美術工芸品 (絵画・彫刻)	福井 敏隆	弘前市	弘前市教育委員会生涯学習課図書 館・郷土文学館運営推進室嘱託員	平成18	福井 敏隆	弘前市	弘前市教育委員会生涯学習課図書 館・郷土文学館運営推進室嘱託員	平成18	再任
	(欠員)				(欠員)				
5 考古資料	(欠員)				(欠員)				
	(欠員)				(欠員)				
6 歴史資料	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館 主幹兼学芸員（再任用）	平成24	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館 主幹兼学芸員（再任用）	平成24	再任
	(欠員)				(欠員)				
7 歴史資料	(欠員)				(欠員)				
	(欠員)				(欠員)				
8 技芸	外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	平成24	外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	平成24	再任
	(欠員)				(欠員)				
9 民俗文化財	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文学部 教授	平成15	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文学部 教授	平成15	再任
	(欠員)				(欠員)				
10 有形・無形	工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	平成24	工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	平成24	再任
	(欠員)				(欠員)				
11 記念物	佐原 雄二	弘前市	弘前医療福祉大学 教授	平成24	佐原 雄二	弘前市	弘前医療福祉大学 教授	平成24	再任
	(欠員)				(欠員)				
12 史跡	太田 正文	弘前市	県立浪岡高等学校長	平成18	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白神 自然環境センター 助教	平成18	新任
	(欠員)				(欠員)				
13 名勝	柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校長	平成26	柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校長	平成26	再任
	(欠員)				(欠員)				
14 動物	(欠員)				(欠員)				
	(欠員)				(欠員)				
15 植物	(欠員)				(欠員)				
	(欠員)				(欠員)				

参考資料
職制第1号選任

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

- 第 189 条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県教育委員会又は市町村の教育委員会に県議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月 22 日青森県条例第 44 号）

（設置）

- 第 1 条 文化財保護法第 189 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

（委嘱及び任命）

- 第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

- 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。